

グローバル化における仲裁法制改革とアジア諸国（ 特集 グローバルなルール形成と開発途上国）

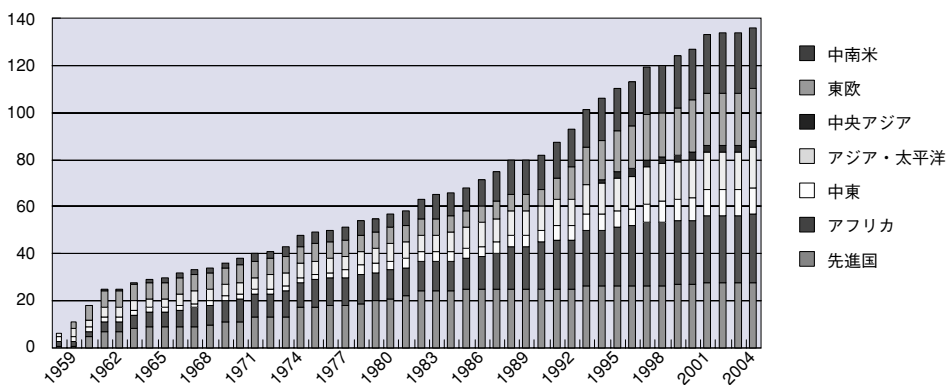
著者	山田 美和
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	132
ページ	32-35
発行年	2006-09
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://doi.org/10.20561/00047331



グローバル化における仲裁法制改革とアジア諸国

山田美和

図1 ニューヨーク条約加盟国数の推移



(出所) 国連ニューヨーク条約ホームページの加盟国リストをもとに筆者作成。

冷戦が終了した一九九〇年代初頭から、多くの開発途上国において、市場経済化に伴う経済法制改革の一環として、仲裁法制改革が進められている。仲裁に関する国際条約に加盟したり、国内の仲裁法を改正したり新たに制定したりする動きが目立つ。たとえば、自国外で行われた仲裁判断を国家間で相互に承認しあうニューヨーク条約（一九五八年発効）については、一九八九年末における加盟国数は八〇カ国であったが、二〇〇五年末現在では一三七カ国にのぼる（図1）。また国家と他国民の間での投資から生じる法的紛争を第三者機関である投資紛争解決国際センター（International Center for Settlement of Investment Disputes II ICSID）における仲裁に委ねる条約（一九六六年発効）についても、開発途上国の新規加盟国数は、一九八〇年代は一二カ国にとどまるが、一九九〇年代には三

八カ国あり、二〇〇五年末現在の加盟国数は一四二カ国を数える（図2）。一九九〇年代を見ると、いずれの条約においても、東欧諸国、旧ソ連崩壊による新興独立国および市場経済を導入するアジア諸国の新規加盟が目立つ。さらに一九八五年に国際連合国際商取引委員会（The United Nations Commission on International Trade Law II UNCITRAL）によって仲裁法の世界モデルとして作成された国際商事仲裁模範法（UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration、以下「モデル法」）に準拠した仲裁法の改正や制定は、アジア諸国においてだけでも一九九〇年代以降に集中している。

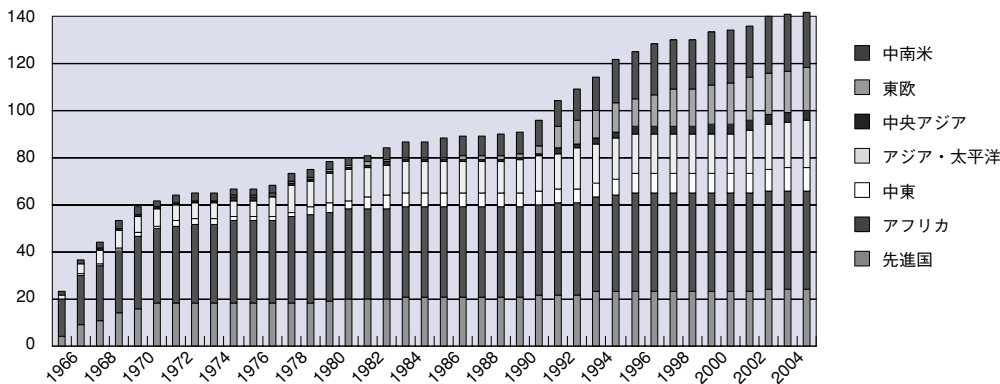
一九九〇年以降に見られる開発途上国の仲裁法制改革へのコミットメントは何を要因とするのであろうか。これら一連の仲裁法制改革は、一九九〇年代以降開発援助において法の支配という概念が強調されるようになり、それに基づき法整備支援が活発化したことと密接に結びついていると考えられる。開発援助の実務において、制度派経済学の理論が引用され、市場経済化する

開発途上国の法制度および司法制度は、国内外からの民間投資を促進するために安定性と予測可能性が求められ、そのためには先進国で実施されているタイプの法制度を開発途上国につくりそれを強化することが必要であると強調された。市場経済化には法制度の改革が不可欠であるというテーゼの台頭が、各国の経済法制に、そして紛争処理を行う司法制度ななく仲裁法制度に強い影響をもたらしたのである。

●グローバル経済に求められる予測可能な紛争処理制度

現代のグローバル経済における商取引の活発化に伴い、法的紛争の増加は避けられない。その紛争解決方法として仲裁が選好されるのはなぜであろうか。国境を越えた商取引においてひとたび紛争が起こると、当事者の最大の関心は、どこの国でどこの国の定める手続に則ってどこの国の法が適用されて紛争が解決されるのかにある。もし一方の当事者によって訴訟がおこなれば、相手方当事者の忖成なしに裁判所による手続が開始される。しかしその裁判所は

図2 ICISD 条約加盟国数の推移



(出所) ICISD ホームページの加盟国リストをもとに筆者作成。

現在国際商事取引において行われている仲裁は、中世ヨーロッパにおける商人間の私的自治としての紛争解決から発展してきたといわれるが、東西貿易さらに開発途上国との投資紛争に関し、有効な解決方法として発展した。たとえばソ連が共産圏を統率していた時代には、その共産主義的イデオロギーゆえに法の支配を正面にふりかざすことはできなかったため、

● 仲裁をめぐる先進国 VS 途上国の歴史

第三者に解決を委ねその判断に従う仲裁が選択されるのである。訴訟と比較すると仲裁の特色は、手続の簡便性、迅速性、非公開性や専門的知識を有する仲裁人による判断などが挙げられる。

いずれの国の裁判所か。当事者の国籍のある国か。営業所所在地か。はたまた契約履行地か。国境を越えた商取引紛争に関しては、国際裁判管轄権について統一された規則が存在しないので、いずれの裁判所ですれの手続によっていずれの法が適用されるかは定かではない。このような予測不可能性は円滑な商取引活動の妨げとなりうる。これを避けるために、当事者間で一定の紛争発生の場合には予め合意した方法に従って第三者に解決を委ねその判断に従う仲裁が選択されるのである。訴訟と比較すると仲裁の特色は、手続の簡便性、迅速性、非公開性や専門的知識を有する仲裁人による判断などが挙げられる。

また仲裁法に関するヨーロッパにおける初めての国際条約は、東西貿易に関する紛争すなわち西側諸国の私企業と東側諸国の国営企業間の紛争を仲裁によって解決しようとするものであった。国家と外国私企業間の投資紛争を仲裁によって解決するために一九六五年に設立されたICSIDも、特定国の裁判管轄権に服することは国家にとって抵抗感があるが、仲裁であれば敗訴しても国家としての権威は損なわれまいとの考え方を背景としたものであるといわれている。

さらに、開発途上国国家またはその国営企業を一方の当事者とする国際商事取引において仲裁が利用されてきた理由には、もう一方の当事者である外国人投資家の開発途上国の司法制度に対する不信感がある。投資家が投資先である途上国における訴訟を回避するための便法として仲裁が利用されてきた。すなわち、仲裁法制の国際的調和の歴史は、先進国と開発途上国の対立する立場を出発点とする。しかし開発途上国の司法制度の適用を回避するための仲裁も、やはりその執行においては、いずれかの国の裁判所によらなければ実現しないという現実と直面する。従って、開発途上国においても仲裁判断の承認および執行に関する法制度を整えることが国際社会から望まれるようになっていった。

国営企業間または貿易公社と外国の商社などとの紛争解決機関を仲裁と称していた。また仲裁法に関するヨーロッパにおける初めての国際条約は、東西貿易に関する紛争すなわち西側諸国の私企業と東側諸国の国営企業間の紛争を仲裁によって解決しようとするものであった。国家と外国私企業間の投資紛争を仲裁によって解決するために一九六五年に設立されたICSIDも、特定国の裁判管轄権に服することは国家にとって抵抗感があるが、仲裁であれば敗訴しても国家としての権威は損なわれまいとの考え方を背景としたものであるといわれている。

● 仲裁法制に関する国際ルールのはじまり

当事者間の合意に基づいて第三者による仲裁が行われたとしても、仲裁判断それ自体には執行力がないので、執行がなされるべき国の法律によって執行力が与えられることが必要となる。そこで、他国でなされた仲裁判断を自国で執行する場合、そして自国でなされた仲裁判断を他国で執行する場合に、各国共通の基準が求められる。従って、仲裁法制に関する国家間の法の統一は、外国仲裁判断の承認および執行から始まった。

二〇世紀初頭の西欧諸国においては、商工会議所や実業団体を中心とする仲裁制度は発達していたが、第一次世界大戦後ヨーロッパの経済復興によって貿易量が増大したため国際間の商事紛争が多発し、各国それぞれ仲裁法制だけで解決することは困難となった。国際連盟(一九一九年設立)および国際商業会議所(一九二〇年設立)が中心となって、仲裁に関して初めて結ばれた多数国間条約が一九三三年のジュネーヴ議定書(仲裁条項に関する議定書)として一九二七年のジュネーヴ条約(「外国仲裁の執行に関する条約」)である。この条約は、締約国相互間において仲裁判断を有効とし、外国仲裁判断に執行力を与えることを約束したものであった。さらに外国仲裁判断の承認および執行の要件や手続を

表1 モデル法に基づく仲裁法が制定されたアジア諸国（制定年）

1980年代	香港（1989）
1990年代	シンガポール（1994）、スリランカ（1995）、インド（1996）、韓国（1999）
2000年～	バングラデシュ（2001）、タイ（2002）、日本（2004）、フィリピン（2005）

（出所）筆者作成。

明確化したものとして、一九五八年に国際連合「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」、いわゆるニューヨーク条約が採択された。この条約が画期的に多くの締結国を得た理由は、承認する仲裁判断は当事者間の自由な合意から生じるものなので、国家主権の対立が先鋭でないからといわれる。もし仲裁判断ではなく外国の裁判所の判決の効力を自国内で認めるか否かということであれば、外国の裁判所と自国の裁判所の管轄権すなわち国家の公権力にかかわることになり、不特定多数の国家との間に条約を締結することは現実的ではない。（ちなみに二〇〇五年六月ハーグ国際会議において国際裁判管轄および外国判決の承認と執行に関する国際条約が作成されたが、執筆時現在締結国はなく発効のめどはたっていない。）ニューヨーク条約の加盟国数は、一九八〇年代後半からその伸びに拍車がかかり、外国仲裁の承認および判断については、統一されたルールが国際条約という形で広く受け入れられているといえる。

●モデル法に影響される各国仲裁法

では各国の仲裁法はどのような動きを見せているのだろうか。仲裁は当事者間の合意によって選ばれた第三者の判断による紛争解決方法であるので、それが法的な意味をもつためには公権力によって認められることが必要である。各国の法制度のなかで

仲裁が適法で有効であるための条件を定めるものが仲裁法であり、その内容は各国の司法政策によって異なっている。

一九八五年にUNCITRALで作成されたモデル法は、仲裁法の全般にわたる初めての世界立法である。「仲裁手続に関する法の統一が望まれることおよび国際商事仲裁の実務からの要請に鑑みて、すべての国がモデル法に正当な考慮を払うことを勧める」という国連総会の決議文を付して採択されたモデル法は、一九九〇年以降多くの国で採用されている。仲裁法は、各国の司法制度と不可分にむすびつくものであり、各国の司法制度の統一が不可能である以上、仲裁法の完全な統一は難しいのであるが、モデル法は各国の仲裁法に盛り込まれることが望ましい規定を示したものである。モデル法が多くくの国で採用された理由は、それが条約ではなくモデル法という形式をとったからといえる。条約というリジッドなものではなく、各国に独自の裁量の余地があり、モデル法に基づいて仲裁法が制定されるとUNCITRALに承認されることが、モデル法を採用する誘因となったと推察される。特に開発途上国は、世界的に周知されたモデル法を採用することに、自国の法制度の現代化を投資誘致のために内外にアピールしようとしたと考えられる。しかし、これはあくまでモデル法であり、それを採用したという各国の仲裁法を詳細に見ると各国の司法政策が反映さ

れているのを見て取れる。

●アジア諸国における仲裁法制改革の動き

アジア諸国の仲裁法の改正状況を概観すると、一九八九年に香港で国際仲裁に関してモデル法が採用されたのをはじめとして、直近では二〇〇五年にフィリピンで国際仲裁にモデル法が適用される旨の規定を含んだADR法が制定された（表1）。UNCITRALから承認されてはいないが、モデル法を意識して、二〇〇二年にインドネシアで、二〇〇三年にベトナムでそれぞれ仲裁法が改正された。

これらの中で注目されるのは、旧英領植民地であった地域や国においてモデル法に基づく仲裁法の改正が行われたことである。香港およびシンガポールの旧仲裁法は、いずれも一九五〇年英国仲裁法を取り入れたもので、その後も英国仲裁法の改正に倣ってきた。英国において一九八〇年代末頃から新たな仲裁法の制定作業が始められ、一九九六年に新法が制定された。ところがシンガポールでは一九九四年に国際商事仲裁についてモデル法に基づく仲裁法の改正が行われた。これまで英国の伝統と考え方を全面的に踏襲してきた両国にとつて、これは大きな転換といえるであろう。英国では、仲裁制度は裁判制度の中に組み込まれてきた伝統があり、裁判所は後見的に介入



特集／グローバルなルール形成と開発途上国

する役割を担っている。翻って、現地の裁判所の介入を遠ざけることを背景にできたモデル法では、裁判所は当該法に定める場合を除き介入してはならないという規定をおいており、裁判所の役割は明示的に限定されている。これまで英国法に倣った仲裁法を有していた両国は、現代の国際取引活動のニーズに応えるために、世界的に周知されたモデル法を採用することにより、自国の法制の現代化をアピールしようとしたと考えられる。

インドにおいても同様のことがいえよう。インドでは、英国からの独立以前に制定された一九四〇年仲裁法が長く存在していたが、一九九六年法によって、旧法は廃止され、モデル法に基づいた仲裁に関する規定がおかれた。立法の背景は、一九四〇年仲裁法が古くなり、時代の要請に合致しなくなっていたからである。同法に基づく仲裁手続は、裁判所が介入する場面が多く、裁判所で費やされる時間は膨大となり、さらに裁判所自体の非効率により、紛争当事者にさらなる時間と出費を強いるものであった。国内からのニーズに加え、インドへの国際投資急増により、その対応として国際基準による紛争解決制度の確立が急がれ、経済改革の一環として仲裁法制改革が行われた。古い英国仲裁法を維持している国はアジアでは、マレーシアとミャンマーが残っている。

●東アジア経済統合をみすえて

現在東アジアにおいて、域内におけるモノおよびサービス貿易さらに投資の自由化をめざす二国間協定、さらには地域経済統合の動きが盛んである。自由化され活発化する域内商取引に伴い法的紛争の増加も免れない。経済統合の法的枠組みに実効的な紛争解決制度がどのように構築されるかが、経済統合の成否を左右するであろう。まず、私企業間の紛争については、各国において仲裁法ならびに外国の仲裁判断を承認および執行できる法体制が整っているかが、貿易および投資の活性化に影響する。前述のとおり、アジア各国では仲裁法制改革が進行しているといえるが、その適正な執行が期待される。

そして、経済統合された地域内の国家間の紛争を法的に処理する制度が必要となる。WTO紛争処理パネルに相当するものである。東アジア経済統合の一翼となるASEANにおいては、加盟国間の様々な経済協定から生じる紛争に関する包括的な処理制度として、二〇〇四年の「強化された紛争解決メカニズムに関するASEAN議定書」(ASEAN Protocol on Enhanced Dispute Settlement Mechanism)がある。これは一九九六年の紛争解決メカニズムに関する議定書に代わるもので、手続の明確化および迅速化をはかり、政治的解決よりも法的解決への変化を示すものである。紛争は、紛

争毎に設置されるパネルの報告を高級経済事務レベル会議 (Senior Economic Officials Meeting) が採択することにより解決される。採択の決定は、旧議定書では単純多数決であったが、新議定書では全会一致による反対でなければ採択される。専門家から構成されるパネルの報告を重視するようになったといえる。ムシヤワラー (協議) の精神でといわれたASEANにおいて法制の深化の一端が見られるといえよう。東アジア全体で国家間の紛争解決メカニズムをどのように構築できるかは大きな課題となるであろう。

さらには、国家と私企業間の紛争処理についても一本化した制度があることが望ましい。たとえば日越投資協定では、米越通商協定と同様に、ICSIDにおける仲裁による解決が選択肢として規定されている。しかし、先進国からの投資家対投資受入国である開発途上国という構図で設立されたICSIDを利用するのではなく、東アジア地域内における独自の仲裁機関の設立も検討されてもいいのではないだろうか。東アジア経済統合の今後の議論において、紛争処理がひとつの要となり、ここでは実効性をもった仲裁制度の構築が鍵となることは間違いない。

(やまだ みわ／アジア経済研究所開発
研究センター)